

佐賀県労働委員会告示第1号

佐賀県労働委員会あっせん員の報酬並びに費用弁償の額に関する規程（昭和30年佐賀県地方労働委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月9日

佐賀県労働委員会会長 前 田 和 馬

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（目的） 第1条 この規程は、佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例（昭和28年佐賀県条例第7号）第5条第1項及び第7条第2項の規定により、あっせん員の受ける報酬並びに費用弁償の額を定めることを目的とする。</p>	<p>（目的） 第1条 この規程は、佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年佐賀県条例第7号）第5条第1項及び第7条第2項の規定により、あっせん員の受ける報酬並びに費用弁償の額を定めることを目的とする。</p>

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。